

＜対策のポイント＞
農作物に重大な被害を及ぼす**重要病害虫**について、その発生地域において**防除対策等**を確実に講じます。

＜事業目標＞
我が国未発生又は一部に発生している病害虫の**定着・まん延防止**

< 事業の内容 >	< 事業イメージ >
1. 重要病害虫の防除 植物防疫法に基づく緊急防除の対象とはならないものの、生産地域に侵入し、まん延した場合に重大な被害が発生するおそれがある病害虫（クビアカツヤカミキリ等）が確認された場合、発生地域における発生調査、防除対策等を実施します。 また、緊急防除終了後に再発生するおそれがある病害虫について、再発生を抑制するための防除を実施します。 2. 初動防除及び緊急防除の実施 緊急防除等の対象となりうる重要病害虫の侵入が確認された場合に、発生範囲の特定や薬剤散布等の初動防除を実施します。 また、我が国で初めて確認されたジャガイモシロシストセンチュウ等の重要病害虫の定着・まん延防止を図るため、植物防疫法に基づく緊急防除を実施します。	初動防除の例 (ミカンコミバエ種群) ミカンコミバエ種群 (成虫) 誘殺板の設置の様子 重要病害虫の防除の例 (クビアカツヤカミキリ) クビアカツヤカミキリの成虫と幼虫 被害樹の伐採
3. 根絶防除の実施 南西諸島等の国内の一部地域にのみ発生が確認されているアリモドキゾウムシ等の重要病害虫について、その根絶を図るための防除を実施します。 4. 移動規制病害虫の防除 植物防疫法に基づく移動の制限等に係る重要病害虫に対し、被害の軽減及び未発生地域へのまん延を防止するため、発生地域における防除を実施します。 ＜事業の流れ＞ <pre>graph LR; A[国] -- 定額 --> B[都道府県等]; B -- 交付 --> C[都道府県等]; C -- 定額 (1/2以内) --> D[生産者の組織する団体等];</pre> (2の事業：定額（10/10、1/2以内）） (3の事業：定額（10/10、9/10以内）） (4の事業：定額（1/2以内）） (1の事業）	緊急防除の例 (ジャガイモシロシストセンチュウ) 対抗植物の植栽による防除 根絶防除の例 (アリモドキゾウムシ) 成虫と幼虫 重要病害虫の侵入が確認された場合に迅速に防除対策等を実施し、定着・まん延防止を徹底